

建設コンサルタント等業務(物件調査業務)の最低制限価格の算定基準について

物件調査業務の最低制限価格の算定基準を提示しています。

記

○物件調査業務

物件調査業務

- ① 直接原価
- ② (その他原価+一般管理費等)の70%

※ ①②の合計額

(1)最低制限価格の算定式(設計額は税抜き)

$$\text{(直接原価の設計額)} + \{ \text{(その他原価の設計額} + \text{一般管理費等の設計額)} \times 70\% \} = a$$
$$a \text{ (万円未満切捨て)} \times 1.10 = \text{最低制限価格}$$

(2)最低制限価格が予定価格の10分の8以上10分の9以下の場合

(1)で算定した最低制限価格が予定価格の10分の8以上10分の9以下の場合は、算定した価格を最低制限価格とする。

(3)最低制限価格が予定価格の10分の9を超える場合

(1)で算定した最低制限価格が予定価格の10分の9を超える場合は、次の計算式により算定する。

$$\text{(税抜き設計額} \times 10 \text{分の} 9) = a$$
$$a \text{ (万円未満切捨て)} \times 1.10 = \text{最低制限価格}$$

(4)最低制限価格が予定価格の10分の8に満たない場合

(1)で算定した最低制限価格が予定価格の10分の8に満たない場合は、次の計算式により算定する。

$$\text{(税抜き設計額} \times 10 \text{分の} 8) = a$$
$$a \text{ (万円未満切上げ)} \times 1.10 = \text{最低制限価格}$$

以上